

奈良県告示第三百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年二月十六日

奈良県知事 山下 真

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	事業所	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変更年月日		
	名称		主たる事務 所の所在地		名称	所在地	旧
	公益社団 法人奈良 県看護協 会	檀原市四 条 町二八八 一	公益社団 法人奈良 県看護協 会立檀原 訪問看護 ステーシ ョンやわ らぎの郷	檀原市飯高 町一〇三 一	(事業所 所在地)	(事業所 所在地)	令和五年十 二月十八日
					檀原市十 市町六三 一 檀	檀原市飯 高町一〇 三一	
					原市福祉 センター やわらぎ の郷内		